

生命保険金請求権の特別受益性

河 森 計 二

（北海道大学大学院）
（法学研究科博士後期課程）

I はじめに（本稿の目的）

被相続人を保険契約者兼被保険者とし、共同相続人の中の1人、または一部の者を保険金受取人（以下、単に「受取人」と称することもある）とする生命保険契約について、保険金受取人がもつ保険金請求権は、民法第903条に規定されている特別受益の持戻しの対象となるのか否か、見解がわかれるところである。

生命保険契約において、被保険者が死亡すると、保険金受取人は生命保険金を請求することができるが、この生命保険金が、相続人の中で相続財産の帰属をめぐる争いの原因となることが見受けられる。相続財産とは、基本的には、被相続人が死亡時に有していた財産であるとされるが、相続法上、生命保険金をどのように取扱うか問題となる。

本稿は、近時の生命保険金をめぐる相続法上の取扱いについて、最高裁の考えを中心に検討を加えるものである（注1）。

はじめに、問題の整理のため、民法（相続法）の特別受益の持戻し規定について簡単にふれておくことにする。なお、断りがない限り、本稿では被相続人が保険契約者兼被保険者、相続人の中の1人が保険金受取人という設定で話しをすすめる。

1. 民法第903条にいう特別受益の持戻しとは？

民法第903条第1項は特別受益の持戻しについて、つぎのように規定している。

(民法第903条第1項)

共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条（民法第900条から民法第902条まで）の規定によって算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

相続人が数人いる中で、具体的な相続分を算定するには、通常、被相続人が死亡し相続が開始したときにおける相続財産の価額にその相続人の相続分を乗ずればよいのであるが、共同相続人の中の1人または数人が被相続人から婚姻、養子縁組のため、もしくは生計の資本としての生前贈与または遺贈を受けているときは、その価額を遺産分割の際に計算に入れなければ公平を欠くことになる。すなわち、これらの遺贈とか生前贈与などを無視して相続分を算定するならば、遺贈や贈与を余計に貰った相続人は、全く貰わなかった相続人よりも有利になる。したがって、この不公平を是正するために、遺贈や贈与などの「特別受益」財産は、相続開始の時に被相続人の手元にあった財産であると想定して、回復せしめる操作を行うことが必要となる。この操作を一般に、「持戻し」と呼んでいる。

2. 保険金請求権の特別受益性に関する問題の整理

従来の保険金請求権の性質に関する議論は、生命保険契約において指定を受けた保険金受取人は、保険契約者の権利を承継的に取得するのではなく、原始的に取得するのであり、その固有の権利にもとづき、直接、保険者に対して保険金を請求することができるとしたほうが、

生命保険の効用が拡がることになるであろうし、あるいは、被相続人の債権者から追及され得ないものであると説明され、判例・通説とされるところである（注2）。

このように保険金請求権を保険金受取人が原始的に取得する固有の権利であるとするならば、保険金請求権は保険契約者兼被保険者のための責任財産（被相続人あるいは債務者の財産が、その債権者等のため、執行の対象として一定の請求の実現にあてられる財産）にもならず、本稿で取り上げる相続法上の特別受益の持戻し、あるいは遺留分（一定の相続人が受けることを保証するため、遺産について法律上必ず留保しなければならないこととされている一定の割合）の算定の対象としないのが自然である。しかしながら、保険契約者が保険者との間で、自己の生命の保険契約を締結して、保険金受取人が相続人の一部の者である場合、相続人間の実質的な不公平が問題となる場合がある。すなわち、たとえば、借金などの債務を負っていた者が死亡して相続が開始したが、債務の引当てとなる相続財産が不足していた場合、相続人が相続財産を放棄したり、限定的に承認するなどを行いながら、それとは別に生命保険金を受け取るような事態が考えられる。このような事態においては、保険金受取人とそれ以外の相続人とでは実質的な負担の額が異なり、相続人間の公平性が保てなくなるおそれが生じてくる。あるいは、相続財産がほとんどなく、生命保険金だけがあり、しかも受取人が相続人以外の者である場合、生活に困窮する相続人には保険金での救済はなされないのかという問題も考えられる。これらの事態・問題において、保険金請求権は、あくまで保険金受取人の固有の権利であるとするならば、かえって生命保険の生活保障機能が減退することになりかねない。

保険金請求権と特別受益の持戻しの問題は、相続財産を法定の相続分で分配したとしても、一般に生命保険金はその額が大きく、相続人の1人である保険金受取人のみが多くの利益を得る結果はあまりにも

不平等ではないのかということから発せられる問題である。ただそこには、被相続人の意思の尊重と相続人間の公平を、いかにして図るべきかという重要な論点が前提にあり、きわめてデリケートな問題があるということを認識する必要がある。

これまで、実際に、裁判であらわれた事例をみても、保険金請求権の特別受益性が認められるのかどうか判断が分かれるところであった。

この問題につき、最高裁平成16年10月29日第二小法廷決定（『最高裁判所民事判例集』（以下、民集と略）第58巻第7号、1979ページ）が保険金請求権の特別受益性を否定したことにより、最高裁として初めて、保険金請求権は原則、相続法上の規律の中には置かないという一定の判断がくだされた。なお、断りがない限り、本稿では最高裁平成16年10月29日決定（注3）を「平成16年決定」と呼ぶことにする。

以下では、まず、平成16年決定がだされるまでの下級審裁判例を紹介した後、平成16年決定を詳説し、従来の裁判例と平成16年決定はどのような関係にあるのかということからみていくことにする。

（注1）なお、本稿で取り上げる諸問題につき、学説および判例の詳細は紙幅の関係上、省略させていただいた。また、引用も最小限にとどめさせていただいた。それぞれの詳細については拙稿「保険金請求権と民法903条をめぐる問題点」『北大法学論集』第56巻第5号、2006年を参照されたい。

（注2）大審院昭和11年5月13日判決『大審院民事判例集』第15巻第11号、877ページ；最高裁昭和40年2月2日第三小法廷判決、民集第19巻第1号、1ページ；大森忠夫『保険法』[補訂版]有斐閣、1985年、275ページ；石田満『商法Ⅳ（保険法）』[改訂版]青林書院、1997年、283ページ；西島梅治『保険法』[第3版]悠々社、1998年、327ページ；山下友信『保険法』有斐閣、2005年、511ページほか。

（注3）判決と決定の用語の違いについて、広い意味で裁判は、その形式上、判決、決定、命令という3つに分類することができる。判決は、一番重

要なものとして重要な事項についてなされ、またその手続も慎重にされることとされている。これに対して、決定あるいは命令は、簡易な裁判として軽微な事項、あるいは迅速を要する事項について用いられるものとされている（兼子一ほか『訴訟のはなし』[新版]有信堂、1982年、103-104ページ）民事訴訟法第87条第1項但書では、決定で完結すべき事件については、裁判所は口頭弁論を経ずに判断を下すことも可能であるとされている。また、裁判にかかわる当事者の呼び方も判決と決定では違いがある。抗告を申し立てる者は、控訴人や上告人とはいわず抗告人と呼び、その相手となる者は被控訴人や被上告人とはいわずに相手方と呼ぶ。

Ⅱ 平成16年決定に先行する主な裁判例・審判例

平成16年決定に先行する裁判例をみると、保険金請求権の特別受益性を肯定（準じて扱うものも含む）したものの、原則として肯定するが、共同相続人間の実質的公平を損なうと認められる特段の事情が存する場合には、これを否定するもの、あるいは保険契約者兼被保険者（被相続人）が保険金受取人を指定したことをもって、被相続人の意思を重視して特別受益性を否定するものと様々であるが、平成16年決定のように原則として否定する立場のものはみられない。

特別受益性を肯定する先行例をみると、たとえば、福島家裁昭和55年9月16日審判（『家庭裁判月報』〔以下、家月と略〕第33巻第1号、78ページ）があげられる。この事件は、被相続人と先妻との間の子が後妻およびその間の子に対して遺産分割を求めた事案である。これによれば、生命保険金は被相続人の死亡によって発生した財産権であるので、被相続人の遺産を構成するものではなく、その取得者によって原始取得されたものといえるが、その発生には、被相続人の生存中その財産からのなんらかの出捐（被相続人の保険掛金の支払）があるので、その財産権の取得はその取得者における被相続人からの特別受益とみることが

できるものとした。

また、同様に肯定するものとして、宇都宮家裁栃木支部平成2年12月25日審判（家月第43巻第8号、64ページ）がある。この事件は被相続人の妻から子供2人（相手方）に対して遺産分割を求めたものであるが、①各相続人の取得した生命保険金の額に著しい差が認められ、その合理的理由も明らかではないこと、②相手方が他家に嫁いだことや相手方が被相続人の後継者であることを考慮しても不公平であるし、被相続人が、保険金受取人の指定およびその受取人の保険金額に、ことさらに配慮していたかも疑問であること、③被相続人の職業、資産からみてその生前から相当の相続税が予想されたため、同人が、残された相続人の相続税に対する対策の趣旨で生命保険に加入した可能性も否定することはできないこと、を考えると、相続人の実質的公平という見地から、特別受益に準じて相続分算定に当たり考慮するのが相当であるとした。

このように、様々な観点から考慮して共同相続人間の公平を図るべく特別受益の持戻しを認めている。この場合、特別受益に準ずる額を幾らとするかが問題となるが、この点については、被相続人が死亡時まで払い込んだ保険料の払込期間満了時までの保険料総額に対する割合を保険金に乗じた額（いわゆる「修正保険金額」）がこれにあたるものが見られる。

また、特別受益性を原則肯定しながらも、共同相続人間の実質的公平を損なうと認められる場合にこれを否定した代表的な事例としては、つぎの2つがあげられる。

大阪家裁昭和53年9月26日審判（家月第36巻第6号、33ページ）は、被相続人の妻から被相続人の母に対して遺産分割を請求したものである。この事件は、生命保険金が生存配偶者である妻の爾後の生活保障機能を有するものであることを認め、妻にとって、他にみるべき固有財産がないことなどの事情のもとでは特段の事情があるとして、特別受益

性を例外的に否定している。

同様に、神戸家裁平成11年4月30日審判（家月第51巻第10号、135ページ）は、被相続人の先妻との間の子が後妻とその実子に対して請求したものであるが、生命保険金請求権は、共同相続人間の実質的公平という観点から特別受益に準じて扱うべきであるとしながらも、この事件で争われた程度の金額（330万円余）は、葬儀費用や諸雑費に充てるため受取人に取得させたとみることが公平に適するとして、特別受益性を原則肯定しながらも現実の適用は否定している。

このように特別受益性を肯定する先行裁判例をみると、生命保険金は、その額が大きく、遺族の爾後の生活を保障する機能を有するという側面から共同相続人間の実質的な公平を図るべく、特別受益性を認めるか例外的に認めないかに判断がわかれているように見てとれる。

これに対し、特別受益性を否定する主な事例には次のようなものがある。

まず、東京高裁平成10年6月29日判決（『判例タイムズ』第1004号、223ページ）は、生命保険契約において、保険金受取人が「相続人」と指定されたときは、特段の事情がない限り、右相続人は被保険者の死亡によって、保険金請求権を固有の権利として取得するものであるという理由のみで、特別受益性を否定する。一方、高松高裁平成11年3月5日決定（家月第51巻第8号、48ページ）は、被相続人の先妻の子が後妻に対して請求したものであるが、保険金請求権は、民法第903条第1項にいう「遺贈」ないし「贈与」に該当しないから特別受益にあたるとはいえず、仮に該当するとしても、本件保険金は子供のいない妻の生活保障を目的とするものであるから、被相続人が民法第903条第3項にいう持戻免除の意思表示（特別受益財産に持ち戻すことを免除するとの被相続人の意思表示）をしたことが明らかである、との理由付けによって否定する。

以上のように主な裁判例を概観すると、被相続人の意思をどのよう

に汲み取るかという点と、生命保険が有する爾後に残された遺族の生活保障機能という点ならびに共同相続人間の公平という点をどのように考慮するかによって判断がわかれているが、なかでも生命保険が有する遺族の生活保障機能に重点がおかれているようにみることができる。

近時の先行審判例をみると、特別受益性を否定する立場が優勢といえるであろう。その中で、今回最高裁が示した判断は、これまで裁判所が示した審判例とは異なり、つぎに紹介するように、保険金請求権の特別受益性を否定するだけにとどまらないという点に特異性が認められる。

Ⅲ 最高裁平成16年10月29日第二小法廷決定の内容（注4）

1. 事実の概要

事実の概要はつぎのとおりである。

(1) X₁、X₂、X₃（抗告人。以下「Xら」という）およびY（相手方）は、いずれも訴外Aと訴外Bの間の子である。Aは平成2年1月に、Bは同年10月29日に、それぞれ死亡した。Aの法定相続人は、B、Xら及びYであり、Bの法定相続人はXら及びYである。

(2) 本件において遺産分割の対象となる遺産は、Aが所有していた第1審審判の別紙遺産目録記載の各土地（以下「本件各土地」という）であり、その平成2年度の固定資産税評価額は合計707万7100円、第1審における鑑定の結果による平成15年2月7日時点の評価額は合計1149万円である。

(3) A及びBの本件各土地以外の遺産については、Xら及びYとの間において、平成10年11月30日までに遺産分割協議及び遺産分割調停が成立し、これにより、Yは合計1387万8727円、X₁は合計1199万6113円、X₂は合計1221万4998円、X₃は合計1441万7793円に相当する財産をそれぞれ取得した。なお、Xら及びYは、本件各土地の遺産分割の

際に上記遺産分割の結果を考慮しないことを合意している。

(4) Yは、AとBのためにI市内の自宅を増築し、AとBを昭和56年6月ころからそれぞれ死亡するまでそこに住ませ、認知症の状態になっていたAの介護をBが行うのを手伝った。その間、Xらは、いずれもA及びBと同居していない。

(5) Yは、次の養老保険契約及び養老生命共済契約に係る死亡保険金等を受領した。

①養老保険契約（以下、「①契約」という）

契約締結日：平成2年3月1日

保険契約者・被保険者：B

死亡保険金受取人：Y

死亡時支払保険金：500万2465円

②養老保険契約（以下、「②契約」という）

契約締結日：昭和39年10月31日

保険契約者・被保険者：B

死亡保険金受取人：Y

死亡時支払保険金：73万7824円

③養老生命共済（以下、「本件共済」という）

契約締結日：昭和51年7月5日

共済契約者：A

被共済者：B

共済金受取人：A

死亡時支払共済金：206万0768円

入院時支払共済金：13万4,000円

第1審（神戸家裁伊丹支部平成15年8月8日審判）は、「保険金（共済金）合計約793万円が特別受益に当たる」と判断したが、Bを保険契約者とする①②契約の保険金が、Aの遺産相続において特別受益となる根拠を何ら明らかにしていない。

これに対して原審（大阪高裁平成16年5月10日決定）は、次のような理由でYの主張を認容した。

「死亡保険金（共済金）請求権は、指定された保険金（共済金）受取人が、被保険者（被共済者）死亡時に、自己の固有の権利として取得するのであって、保険（共済）契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者（被共済者）の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金（共済金）請求権が実質的に保険（共済）契約者又は被保険者（被共済者）の財産に属していたものとみることはできない。したがって、前記保険金（共済金）は、民法第903条第1項所定の遺贈又は生計の資本としての贈与に該当するものと解することはでき」ない。

この決定に対して、Xらは、原審が引用する最高裁平成14年11月5日判決の射程は、共同相続人間の公平という観点重視される持戻しの事案には直ちに及ぶものではなく、保険金（共済金）はYの特別受益にあたり持ち戻されるべきであるとの理由により許可抗告をなした。

最高裁はつぎのような理由によりXらの抗告を棄却した。

2. 決定要旨（許可抗告棄却）

原文によれば、「被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである（最高裁昭和36年（オ）第1028号同40年2月2日第三小法廷判決、民集第19巻第1号、1ページ参照）。また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険

者の財産に属していたものとみることはできない（最高裁平成11年（受）第1136号同14年11月5日第一小法廷判決、民集第56卷第8号、2069ページ参照）。したがって、・・・養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行使して取得した死亡保険金は、民法第903条第1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法第903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻し対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。これを本件についてみるに、・・・特段の事情があるとまではいえない。したがって、・・・（本件①、②契約の）死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきものということとはできない」とする。

なお、本件共済については、「共済金受取人をAとするものであり、民法903条の類推適用を論ずる余地はない」などを理由として、抗告棄却の決定を下した。

平成16年決定は、原則として、保険金請求権は特別受益に該当しないとされたわけであるが、例外的に特段の事情という許容をもうけ、つぎの①から⑤等の諸般の事情がある場合には、これらを総合考慮して保険金請求権が特別受益に準じて持戻しの対象となるものとしている。

- ①保険金の額
- ②保険金の額の遺産総額に対する比率
- ③同居の有無
- ④被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係
- ⑤各相続人の生活実態

保険金請求権の特別受益性を認めた従来の審判例をみると、特段の事情に挙げられた④と⑤の基準を重視し、被相続人の意思を解釈しているように思われる。すなわち、保険金受取人を指定した被相続人の意思を、遺族の生活保障機能と共同相続人間の公平の観点から読み解き、相続人間のバランスを図ろうとする趣旨が見受けられる。

しかし、ここで1つ問題が生ずる。平成16年決定が例外的ではあるが保険金請求権が特別受益の持戻しの対象となるということを明確に認めている点である。そうであれば、共同相続人間に生ずる不公平が民法第903条の趣旨に照らして到底是認することができないという例外的処理の範囲がそのまま民法第1044条により民法第903条が準用される場面でも類推適用され、最高裁平成14年11月5日判決（民集第56巻第8号、2069ページ。なお、本稿では、「平成14年判決」と呼ぶ）が示した論理にも影響を及ぼす可能性があるのではないかという問題である。

平成16年決定が引用する平成14年判決は、保険契約者兼被保険者が相続人以外の者に保険金受取人を変更した事案である。平成14年判決では、保険金受取人の変更行為は民法第1031条にいう遺贈・贈与またはこれに準ずるものには該当せず、その保険金請求権は遺留分減殺（「減殺」とは、遺留分権利者が、遺留分を保全するために遺贈などの効力を否定すること）の対象にはならないものであるとされた。すなわち、死亡保険金請求権は、保険金受取人が原始的に取得するものであって、相続財産に属するものではなく、被保険者が死亡した時にはじめて発生する権利であるから、被保険者の稼働能力に代わる給付ということも

できない。したがって、実質的にもこれらの者の相続財産ということではできず遺留分減殺の対象にはならないと説明し、これを否定したものである。

平成14年判決の解説・評釈をみると、平成16年の最高裁にのぞむ抗告人の許可抗告理由でも述べられたように、遺留分減殺について示された平成14年判決の射程は、特別受益の判断に及ぶものではないと説明されている（注5）。射程が及ばないとする理由は、最高裁平成10年3月24日第三小法廷判決（民集第52巻第2号、433ページ）が挙げられ説明されている。すなわち、民法第1044条で民法第903条が準用される場合には、民法第1031条が適用される場合とは異なり、民法第1030条の制約（調整対象たる贈与は相続開始前1年内のものに限る）を受けないという判示を指摘し、これを共同相続人間の公平の観点から説明しているのである。

しかしながら、平成16年決定をみると、射程が及ばないとされた平成14年判決を引用して保険金請求権の特別受益性を否定しているのである。それにも拘らず、平成16年決定では、民法第903条の趣旨に照らして到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が認められる場合には、例外的ではあるが、持戻しの対象となることを肯定しているのである。この差はどのように理解することができるのであろうか。

1つの説明としては、遺留分減殺請求が認められている条文の趣旨から理解することが可能であろう。

民法第1030条・第1031条はつぎのように規定されている。

（民法第1030条）

贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、前条（遺留分の算定）の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与したときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする。

(民法第1031条)

遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。

民法第1030条と第1031条は、相続開始前1年内の贈与は相続人と相続人以外とで区別せずに及ぶものであると読むことができ、民法第1031条の遺贈または贈与と特別受益の対象とでは重なっているように見ることができる。しかし、ここで注意しなければならないのは、民法第1031条と民法第903条が準用される民法第1044条は趣旨の異なった規定であり、同じ相続開始前1年内の贈与でも、それが民法第1031条の遺留分減殺の対象となるか或いは特別受益の対象となるかはそれぞれ異なる考慮に基づくものであるということが出来る。したがって、民法第1031条の対象にはあたらないとされた1年内の受取人指定が民法第903条で特別受益とされることはありうるということになる(注6)。このとき、結論として遺留分減殺の対象となるのは、民法第1031条ではなく、民法第1044条の効果ということになる。

なぜこのように同じ遺留分減殺請求であるにもかかわらず、減殺の対象となるか否かの判断がわかれるのか。この区別の説明としてはつぎのように考えられる。すなわち、遺留分減殺請求には2つの側面があるということである。

まず、第1の側面としては、遺留分は一定割合の相続財産を一定の相続人に必ず留保しなければならないと保障する制度であり、その実現の手段という側面である。そして第2の側面としては、遺留分は一定割合の相続財産の留保を保障するものであるが、相続人を対象とする限定をそのまま貫いて相続人以外に対する遺贈や贈与は遺留分算定では考慮しないのだとすれば、遺留分制度が潜脱される危険性が高くなる。そのため、遺留分制度の潜脱を防止するための手段という側面である。

つまり、民法第1044条にいう遺留分減殺請求は相続財産の分け方の

調整が目的であり、これに対して、民法第1031条のほうは相続人が受け取る相続財産自体の減少の防止が目的であると考えられる（注7）。

このように、遺留分減殺のもつ2つの側面によって、相続人以外の者に対する遺留分減殺請求は、特別受益の持戻しとはその趣旨が違いため、平成14年判決の射程は特別受益の判断には及ばないものと解されるのだと説明をすることが可能であろう。

以上、平成16年決定の場面では、被控訴人の親の介護、日々の生活負担など客観的にみても最高裁の示した特別受益の持戻しを認めないという結論は妥当であろう。しかし、理論構成には問題があるように思われる。

（注4）本決定の評釈・解説として、山下典孝『NBL』第798号、2004年、13ページ；前田陽一『NBL』第809号、2005年、61ページ；土谷裕子『ジュリスト』第1290号、2005年、119ページ；千藤洋三『ジュリスト平成16年度重要判例解説』第1291号、2005年、88ページ；榊素寛『法学教室』第229号、2005年、122ページ；甘利公人『保険事例研究会レポート』第198号、2005年、1ページ；新井修司『保険事例研究会レポート』第200号、2005年、13ページがある。

（注5）寺川永『法律時報』第75巻第11号、2003年、109ページ；岩志和一郎『法学教室』第274号、2003年、135ページ；辻朗『判例時報』第1834号、2003年、182ページ；中村也寸志『法曹時報』第56巻第4号、2004年、1062ページ；梅村悠『損害保険研究』第65巻第3・4号合併号、2004年、472ページ。

（注6）山本哲生「自己を被保険者とする生命保険契約の受取人変更と遺贈・死因贈与」『保険事例研究会レポート』第185号、生命保険文化センター、2004年、7ページ。

（注7）同上、4ページ。

Ⅳ 学説の検討

学説も保険金請求権の特別受益性を肯定するもの否定するものなどさまざまである。

まず、他人のためにする生命保険契約について、第三者が保険金受取人に指定された場合には、その受取人は保険契約者の権利を承継的に取得するのではなく原始的に取得するのであり、保険金請求権は受取人固有の権利に属するのであるとして生命保険金の相続財産性を否定する見解、さらに、被相続人の意思を重視して、生命保険金を受領すべき地位にある相続人は共同相続人の中で最も被相続人と密接な関係にあることが一般であろうから、特別受益性は否定されるべきであるとする見解が存在する（注8）。

また、同様に被相続人の意思重視を強調して、原則として特別受益は否定されるべきであるが、共同相続人間の公平さを極めて損なうという例外的な場合には、特別受益に準じて処理するという、平成16年決定と同じ結論を導く見解（注9）が主張されている。

これらの見解に対して、保険契約者と保険金受取人との間の実質的な関係に着目し、保険金請求権の特別受益性を認める見解が多数存在する。なかでも近時、保険法学者の中で、民法上の「第三者のためにする契約」における対価関係（注10）に着目することで解決が図られるべきであるとする見解が有力である。少し細かくなるが紹介すると、この見解によれば、他人のためにする保険契約はつぎの二重の構造をもっているとされる。

- ①保険契約者と保険者との間の法律関係（補償関係）
- ②保険契約者と保険金受取人との間の法律関係（対価関係）

保険金受取人は保険者に対して直接に保険金を請求する権利を取得するが、これは補償関係に基づく権利である。すなわち、保険契約の当事者（保険者と保険契約者）ではない第三者が保険金受取人に指定さ

れた場合、保険金受取人は保険事故発生によって保険契約から生ずる債権を取得することになるが、この債権、つまり保険者に保険金を請求する権利は、保険契約者と保険者が保険契約を締結し、保険料を支払うという関係（補償関係）に基づくものである。そして、他人のためにする生命保険契約においては、保険金受取人がこの保険金請求権を取得するために、保険契約者によって指定されなければならない。保険契約者は保険事故が発生するまでの間、保険金受取人を変更することも可能であるから、この保険事故発生という条件成就までの間は、保険金受取人の地位は不安定なものといえることができるであろう。このことは、商法第675条第1項但書が、保険契約者が保険金受取人の変更権を留保する意思を表示したときにはその意思に従うとし、実際に、約款では、保険金受取人の指定・変更権が留保されているのが通例であることから認められるであろう。このように保険契約者が誰を保険金受取人にしようとしまいと、それは自由なのであって、保険金受取人の権利取得が保険契約者との関係でどのような性格をもつものであるかは、補償関係とは独立の法律関係で論じるべきことになる。保険金受取人と他の共同相続人との利害関係の調整は、独立の法律関係である対価関係に即して決定されなければならないといえることができる。

さらに、対価関係によって保険金請求権の特別受益性を認めることの妥当性を説明するものとしては、山下友信教授によるつぎの例示によって理解が深まるのではないと思われる（注11）。すなわち、たとえば、銀行預金契約において、預金者が銀行との間で、預金者の死亡後は、第三者に預金を払い戻して欲しいという内容の合意がなされたとする。この場合、これを第三者のための契約と考えるならば、第三者のための契約の当然の効果として固有権性を認める立場では、預金について相続債権者のための責任財産にならないことになる。しかし、このような契約が許されるかといえ、おそらく否定されるであろう。

すなわち、第三者のための契約の効果ということから固有権性を導き出し、それによってのみ問題を解決しようとするならば、被相続人が相続法の原則を回避して相続債権者などの指定を受けなかった者を排除しようとする結果を許すことになるであろう。この論理を銀行預金契約と生命保険契約は別であるとして、あえて生命保険契約に持ち込まなければならないという理由も見出しえない。保険金請求権が相続債権者等のための責任財産とならないという見解によれば、預金契約では認められないであろう結果を他人のためにする生命保険契約では認めていることになる。特別受益性を否定する立場がいうように保険金請求権は他人のためにする保険契約から生ずる当然の効果であるとするならば、この差を説明することは不可能なのではなかろうか。よって、前述したように、保険者と保険契約者との間の法律関係とは別に、独立の法律関係として保険契約者と保険金受取人との間の対価関係を認めることで、保険金請求権の特別受益性を説明することが論理的に妥当であると思われる。

ここで注意しておかなければならないのは、対価関係を認める見解にたつ場合であっても、決して保険金受取人の直接請求権までも否定するものではない。したがって、たとえば、保険金請求権の特別受益性が認められることにより、被相続人の債権者が保険者に対して保険金を直接請求することも可能であるのかということそうではない。あくまで保険金を直接請求できるのは保険金受取人であって、受取人に指定されていない相続人とのバランスは、保険者と保険契約者との間の法律関係とは独立のものとして保険契約者と保険金受取人の間の対価関係を認めることで、この法律関係を生前贈与など（注12）と同じように扱い、特別受益の持戻しなど相続法上の規律にそくして共同相続人間の公平を図ることが可能となる。

以上のように特別受益性を肯定する見解が採用する関係は、いわゆる「三角関係」と呼ばれるものであるが、この対価関係がなければ、

保険金受取人は保険金請求権という権利を取得する実質的な根拠がなくなってしまう、生命保険契約における被保険者の死亡等による保険事故の発生によって保険金を取得したとしても、それは保険契約者に対する不当利得として返還しなければならなくなってしまうであろう（注13）。

また、原則として対価関係を認めつつも、実質的に共同相続人間の公平を損なうことが認められる場合には、特別受益として一律に持戻しの対象と解すべきではなく、生命保険金額及びそれが遺産総額に定める割合等の諸事情を勘案しつつ、その特別受益性を考えるべきであろうとする見解もみられる（注14）。

特別受益性を認めるとすると、つぎに問題となるのが、どの金額が持戻しの対象となるのかという問題である。この問題については本稿では詳細を省くが、特別受益性を肯定した先行裁判例をみると、保険金請求権が具体化した支払保険金額とするものや、被保険者の死亡時までに払い込んだ保険料の払込満了時までの保険料総額に対する割合を保険金額に乗じて得た額（修正保険金額）とするものにわかれている。平成16年決定の調査官解説によると、平成16年決定でも相続人間の公平を考えるにあたり保険金の額が考慮要素の1つとされており、保険金の額を基本として考える可能性を示している（注15）。

平成16年決定は、保険金請求権の特別受益性を原則として否定しつつ特段の事情という例外的許容を残して被相続人の意思を汲み取ろうとしているように見えるが、保険契約者と保険金受取人の間の対価関係が認められなければ、この「特段の事情」を理論的に説明することは困難となってしまう。前にみてきたように、最高裁はこの点について何ら判示しておらず、どのように理解していくべきかはいまだ明らかにされていない。

さらに、平成16年決定が示すような特段の事情があって例外的に特別受益性を肯定する場合、民法第903条第3項が適用される可能性はあ

るのが問題となる。すなわち、特別受益の持戻しの対象となることを否定しておきながら、民法第903条の趣旨に反して共同相続人間の不公平が到底是認できない場合には肯定することになると、共同相続人間に不平等があったとしても、被相続人の意思を尊重して特別受益の持戻しをさらに否定することもありうるのかという疑問が生ずる。そうだとすると、特段の事情という例外的許容を残すことにより、二重の否定解釈を導き出すことが可能ではないのか疑問が生ずる。

被相続人の持戻免除の意思表示は、民法第903条第3項によれば、遺留分減殺には影響しないものとされているから、保険金請求権を相続法の規律におくことになると、民法第1044条により、遺留分の確保が優先され、保険契約者と保険金受取人との法律関係から、減殺の対象となるであろうが、特別受益の持戻しはあくまでも計算の問題であるので、保険金の額、相続人の生活保障、被相続人との関係等を勘案しつつ、保険金受取人を指定した被相続人の意思を解釈していくべきではなかろうかと思われる。

(注8) 西理「遺産分割の理論の再構成(試論)」家月第41巻第10号、1989年、90ページ；大塚正之「特別受益の意義と範囲」野田愛子=泉久雄編『判例タイムズ・遺産分割・遺言215題』第688号、1989年、52ページ。

(注9) 千藤洋三「生命保険金の特別受益性が否定された事例二件」『民商法雑誌』第122巻第6号、2000年、914ページ。

(注10) 対価関係の意義については、必ずしも明確ではないが、保険契約に例えると、保険契約者(要約者)と保険者(諾約者)との関係において保険金受取人(第三者)が保険者(諾約者)に対して取得した権利を取得ないし保持することができる法的根拠のこととされる。

(注11) 本文で引用する銀行預金契約の例は、山下友信『現代の生命・傷害保険法』弘文堂、1999年、73-74ページによるものである。

(注12) このような、保険契約者と保険金受取人との対価関係をどのように説明するかについては、対価関係を保険金請求権または保険金の死因贈

与であるとする説（中村敏夫「第三者のためにする生命保険契約における保険契約者と保険金受取人との関係」『生命保険契約法の理論と実務』所収、保険毎日新聞社、1997年）、保険金請求権の指定・変更が生前贈与に類似の無償処分であるとする説（高木多喜男「相続の平等と持戻制度—生命保険金と死亡退職金の場合」星野英一ほか編『加藤一郎先生古稀記念・現代社会と民法学の動向』下、有斐閣、1992年、447ページ；山下友信『現代の生命・傷害保険法』前掲、78ページ；竹濱修「保険金受取人の死亡と相続」『金融・商事判例』[増刊号]第1135号、2002年、83ページ）、あるいは、原則、保険料のうち積立金の少ない保険については、保険料支出というかたちでの生前贈与となる。これに対して、積立部分の大きい保険については、その危険保険料部分は保険料支出というかたちでの生前の無償処分となるが、積立部分は、積立金の死因無償処分であるとする説（藤田友敬「保険金受取人の法的地位（1）-（7・完）」『法学協会雑誌』第109巻第5号—第110巻第8号、1992年-1993年）などの見解がみられるが、各説の詳細については省略させていただく。

（注13）我妻栄『債権各論上巻』岩波書店、1954年、128ページ。

（注14）松原正明「生命保険・死亡保険金・遺族給付」梶村太市=雨宮則夫編『現代裁判法体系①遺産分割』新日本法規、1998年、141-142ページ。

（注15）土谷裕子、前掲解説、119ページ。

V 保険金請求権の特別受益性と寄与分との関係

最高裁が、生命保険金請求権の特別受益性を否定したことで、平成14年判決とあわせて、生命保険金を相続法上の利害調整の対象とはしないということが明確になった。ただ、最高裁が例外的ではあるが特別受益性を認める余地を残したことで、一見、結論としては特別受益性を原則肯定する立場と同じではないかという見方もできる。しかし、原則肯定する立場に立つか原則否定する立場に立つかによって大きな差が生じる点もある。最高裁がいうように特別受益性を否定する立場

を原則とする場合は、民法第904条の2に規定されている寄与分（被相続人の財産の維持、増加に特別の寄与をした相続人の取り分）との関係が問題となるのである。

一般に保険契約者が相続人の1人を保険金受取人に指定する場合、保険契約者は、もっとも密接なかかわりを持つ者に保険金を取得させることを願って指定するであろう。特に近年の高齢化社会では、日常生活の中で介護等により世話になった相続人の1人に保険金を受け取ってほしいと受取人に指定・変更する場合も考えられる。しかし、一律に保険金請求権の特別受益は認められないのだとされた場合、相続人の1人が保険金を受け取り、さらには寄与分までも受け取るという結果となりかねない。すなわち、最高裁がいうように生命保険金は相続法の規律とは別に考えるのだとした場合、保険金と寄与分を別個に考えなければならず、保険金受取人に指定された相続人の二重取りの危険性が生じることになるであろう。

平成14年判決では、平成16年決定とは異なり、例外を認めず一律に相続法の規律をもちこまないとする判断が下されている。平成14年判決は、保険契約者兼被保険者が相続人以外の者を保険金受取人に変更した事案である。これに対して平成16年決定の対象は、相続人の中の1人を保険金受取人に指定した事案である。

相続人間と相続人以外の者との間における利害の調整が異なるところは相続法の想定するところであり、このことは先に見てきたように、相続人以外の者に対する遺留分減殺は、民法第1030条が相続開始前1年内の贈与に限定しているのに対して、相続人間の遺留分減殺については民法第1044条で民法第903条第1項が準用され、期間の限定がなされていないことから明らかであろう。

したがって、相続人間の利害調整案件である平成16年決定で保険金請求権の特別受益性を例外的に認める余地を残したことは説明がつく。

では、平成16年決定が残した例外的許容の意味するところとはいっ

たい何であるのか。

このことはつぎのように理解することができるのではなからうか。すなわち、平成16年決定が例外的に特別受益性を肯定する許容を残したのは、特段の事情の中に寄与分的なものを認めようとしたからではなからうか。平成16年決定が特段の事情を考慮する際に判断基準として示したものをみると、民法第904条の2を想定しているように思われる。

特段の事情により例外的に特別受益の持戻しが認められる場面とは、保険金受取人が寄与分をも取得するという二重取りの危険性を有する場面であるように思われる。しかし、最高裁が特別受益性を原則否定とする限り、二重取りの危険性は残ることになる。したがって、最高裁の立場には賛同することはできない。

寄与分と特別受益との関係では、寄与と特別受益が同一の相続人である場合、民法第903条第3項の持戻し免除の意思表示があったものとみること、生前贈与を持戻しの対象とせずに、一方では、その限度において寄与分の請求を認めないこととされている（注16）。しかし、これに対しては、基本的に、特別受益の持戻し免除制度と寄与分制度とは、立法趣旨が異なるのであって、それぞれ目的性を有しているのであるから、表面的な類似性にまどわされることなく両者を峻別して考えるべきではないかとの反論もなされている（注17）。

いずれにせよ、理論的に説明をしようとするれば、最高裁がいう原則否定の立場ではなく、特別受益性を肯定することによって、保険金請求権と特別受益の持戻しとの関係を民法第903条の趣旨とその条文の体系に沿って理解していくべきであろうと思われる。

（注16）最高裁判所家庭局「改正民法及び家事審判法規の解釈運用について」

家月第33巻第4号、1981年、9ページ。

（注17）千藤洋三「寄与相続人の特別受益と寄与分について」『関西大学法学論集』第38巻第5・6合併号、1989年、260ページ以下。

Ⅵ おわりに（実務への影響）

以上、平成16年決定が示されたことにより、生命保険金は相続法の諸規定とは関係ないものであるとの最高裁の立場が示されたわけであるが、やはり、民法第903条を体系的に理解することで、保険金請求権の特別受益性を認め、その上で保険金受取人の指定をした保険契約者=被相続人の意思を尊重し持戻しを否定していくほうが妥当なように思われる。

最後に、実務上、気になる点があるとするれば、平成16年決定で例外的に共同相続人間の公平を保つ必要があると判断されたならば、保険金請求権は特別受益の持戻しの対象となり、民法第1044条によって民法第903条が準用されることで遺留分の対象となる点である。この場合、保険者は、被保険者が死亡した際、保険金受取人から保険金を請求されるのはもちろんであるが、他の共同相続人である遺留分権利者からも請求される可能性が想定される。

しかし、保険者が保険金受取人と遺留分権利者の双方から保険金を請求されたとしても、遺留分減殺により影響をうけるのは、保険金受取人が有する請求権ではなく、保険契約者と保険金受取人の間の対価関係である。したがって、保険者は保険契約に基づいて指定された保険金受取人に対してのみ保険金を支払いさえすればよく、保険金請求権の特別受益性が肯定されたとしても、実務上の影響はみられないであろう。

※本文中に引用する民法の条文はつぎのとおり。

民法第903条（特別受益者の相続分）

第1項 （略。本文中に記載）

第2項 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

第3項 被相続人が前2項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。

民法第904条の2（寄与分）

第1項 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条〈法定相続分〉から第902条〈遺言による相続分の指定〉までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

第2項 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

第3項 寄与分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

第4項 （略）

民法第1030条（遺留分の算定）

（略。本文中に記載）

民法第1031条（遺贈又は贈与の減殺請求）

（略。本文中に記載）

民法第1044条（代襲相続及び相続分の規定の準用）

第887条第2項及び第3項〈子の代襲者等の相続権〉、第900条〈法定相続分〉、第901条〈代襲相続人の相続分〉、第903条並びに第904条〈特別受益者の相続分〉の規定は、遺留分について準用する。